

# 山梨県公報

号外第二十二号

平成二十八年

四月一日

金 曜 日

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の合併の認可.....
- 道路の区域変更（三件）.....
- 道路の区域決定.....
- 道路の供用開始.....
- 道路の供用廃止.....

## 告 示

### 山梨県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、白根土地改良区、櫛形土地改良区、若草土地改良区、甲西土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 認可年月日

平成二十八年四月一日

#### 二 合併により設立する土地改良区の名称

南アルプス土地改良区

#### 三 合併により解散する土地改良区の名称

白根土地改良区

櫛形土地改良区

若草土地改良区

甲西土地改良区

### 山梨県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 道路の種類 県道

二 路線名 光子沢大野線

#### 三 道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町清子字歌里二六五〇番一地从先から南巨摩郡身延町清子字川原二四九八番一地向先まで	一三・五	七・三	四二・二	八二・五
	二九・〇	四五・四	一〇二・三	一〇二・三

### 山梨県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 道路の種類 県道

二 路線名 富士川身延線

#### 三 道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大島字向ノ平五二二三番地先から南巨摩郡身延町大島字馬込四九八六番地先まで	八・三	一〇・二	六一・三	二二七・一
	五四・八	六二・三	一三三・一	一三三・一

山梨県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡富士川町大柗字中川原五九二番一 地先から 南巨摩郡富士川町青柳町字田島屋敷一三三 二番一地先まで	旧	八・四 三二・五	七七三・七
南巨摩郡富士川町大柗字中川原五九二番一 地先から 南巨摩郡富士川町大柗字淵端五七〇番四地 先まで	新	一七・六 二五・〇	二二・二

山梨県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎南アルプス富士川線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
韮崎市本町三丁目四二二五番二〇地 先から	六・八 五七・九	一八、九五二・〇	

南巨摩郡富士川町鯉沢字風早三三五  
九番内一地先まで

山梨県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎南アル プス富士川 線	韮崎市本町三丁目四二二五番一 〇地先から 南巨摩郡富士川町鯉沢字風早三 三五九番内一地先まで	一八、九五二 〇	平成二十八 年四月一日

山梨県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用廃止の 期日
一般国道	一三九号	大月市七保町瀬戸字小金沢土室 三〇六四番一地先（県有林二〇 五林班る九小班）から 北都留郡小菅村字大白沢九四五 番一地先まで	七、七六三・〇	平成二十八 年四月一日